屋外広告物の許可申請（変更）手続きについて

広告物又は掲出物件の位置又は形状等に変更がある場合には変更許可が必要です。

必要書類（正副各2部）	備考
屋外広告物変更・改造許可申請書（第6号様式）	
表示・設置場所の案内図	ゼンリン等の写し（広告物の設置場所がわかるように図示したもの。） ※特別規制地域における案内図板の設置の際には、設置場所から案内先までの経路も図示すること。）
変更又は改造前後の比較ができる仕様書及び設計図、色彩及び意匠(ﾃﾞｻﾞｲﾝ)を表す図面	照明の有無、広告物の面数なども記入すること。 ※特別規制地域における案内図板の設置の際には、案内部分の面積、写真・イラスト部分の面積を算出し、地色の色彩をマンセル値で記入すること。
表示・設置場所周辺のカラー写真	完成後の予想図を図示すること。
屋外広告物点検報告書（第4号様式）	変更前の申請日から3ヵ月以上経過している場合は提出。
堅ろうな広告物管理者設置届（第10号様式）	高さが４ｍを超える工作物（堅ろうな広告物）を設置する場合のみ。管理者資格の証明書の写しを添付すること。（静岡県の屋外広告業登録証の写しなど）
工作物確認済証の写し	堅ろうな広告物を設置する場合。
道路占用許可証の写し	道路を占用する場合には添付すること。
土地建物等使用承諾書の写し	広告を設置している土地建物を借用している場合には添付すること。（自己所有地の場合は添付不要。） ※承諾書に借用する土地の地番、借用期限が記載されていない場合は空欄に明記すること。

1　屋外広告物変更・改造許可申請書
・住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入、押印すること。

2　屋外広告物点検報告書
・堅ろうな広告物等の点検実施者は以下の該当者のみ
⑴　屋外広告士
⑵　広告美術科の職業訓練指導員の免許保持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者
⑶　一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習修了者
⑷　屋外広告物点検技能講習修了者

3　許可有効期間
・許可期間は変更前の許可期間満了日までとなる。

4　手数料の納付について
・申請には手数料が必要。基本的には広告物１個ごとに５㎡ごと 665円（照明無）または 800 円（照明有）。（立看板等の簡易なものは異なる。）
・申請書類提出（郵送も可）後、開発指導課にて書類の審査をし、申請者あてに納付書を送付するので、近隣の金融機関（納付書に記載）で納付すること。
※手数料の入金確認後に許可書の発行となる。

◆納付書、許可書の送付先を、申請者の住所とは違う場所に希望する場合は、申請書の備考欄または別紙に送付先を記載すること。また申請者が法人等で、送付先担当部課の記載が必要な場合も同様。

問い合わせ、申請書類送付先
〒410-8601
静岡県沼津市御幸町16-1　　沼津市 都市計画部 開発指導課　景観指導係
TEL:055-934-4762 FAX:055-933-1412 Eﾒｰﾙ:kaihatu@city.numazu.lg.jp